

利用料金

1. 施設利用料金

展示室・会議室の利用料金は下記のとおりです。

■ 展示室の利用料金

(料金は消費税込です)

施設	面積	1日(9時~17時)料金
4階展示室	全室(1,495㎡)	312,800円
	半室(747.5㎡)	156,400円
5階展示室 6階展示室	全室(1,479㎡)	309,400円
	半室(739.5㎡)	154,700円
7階展示室	全室(1,383㎡)	289,400円
	半室(691.5㎡)	144,700円
全館利用	5,836㎡	1,221,000円

■ 会議室の利用料金

(料金は消費税込です)

施設	定員・広さ	利用時間	料金
A会議室 B会議室	定員35名 67.4㎡	1日(9時~17時)	14,000円
		午前(9時~12時)	6,000円
		午後(13時~17時)	8,000円

2. 時間外利用の料金

時間外利用の料金は下記のとおりです。

- 会議室の時間外利用については、展示室との併用にかぎって展示会場使用終了時刻までの時間外利用ができます。

■ 展示室：時間外利用料金

(料金は消費税込です)

施設	時間外料金(1時間あたり)
4階展示室	全室 8,200円
	半室 4,100円
5階展示室 6階展示室	全室 8,100円
	半室 4,050円
7階展示室	全室 7,600円
	半室 3,800円
全館利用	32,000円

■ 会議室：時間外利用料金

(料金は消費税込です)

施設	時間外料金
A会議室 B会議室	370円/1時間あたり

3. 備品・附帯設備利用料金

展示室の利用にあたっては、有料の備品・附帯設備等が利用できます。

- 備品・設備の利用申込みについては、必要書類の「催物のあらましと利用内容」に必要事項を記入の上、利用の1ヶ月前までに希望数をお申込みください。
- 複数の利用者が申込みれた場合は、公平に調整します。

■ 備品・附帯設備利用料金表

(料金は消費税込です)

品名	利用料金
展示台	90円(1台/1日)
商談机(大)	80円(1台/1日)
商談机(小)	80円(1台/1日)
長机	80円(1台/1日)
商談椅子	65円(1脚/1日)
放送設備	1,500円(1式/1日)

品名	利用料金
インターネット接続	8,000円(1室/1日)
プロジェクター	4,000円(1台/1日)
消火器	1,050円(1台/1会期)
つい立	無料
清掃・給湯クローク用品	無料

4. 光熱水費

展示室の利用にあたって、当センターの空調設備、天井照明以外の別途電気、水道を使用する場合は、その実費を請求いたします。

5. 利用料金の減額・免除について

減額又は免除の対象となる利用料金は、会議室及び附帯設備の利用料金とし、減額する利用料金の額は、当該利用料金の5割相当額とします。

[免除ができる場合]

東京都又は東京都内の区市町村が東京都内の商工業又は貿易の振興のために行う見本市、展示会又は講習会の開催に利用するとき。

[減額ができる場合]

国、独立行政法人又は東京都内に主たる事業所を有する商工業又は貿易の振興を目的とする公共的団体であって、産業労働局長が以下に定める基準に該当するものが東京都内の商工業又は貿易の振興のために行う見本市、展示会又は講習会の開催に利用するとき。

— 減額対象者に係る基準 —

- 地方独立行政法人
- 一般社団法人又は一般財団法人で、東京都又は都内の区市町村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの
- 商工業振興又は中小企業振興を目的とする特定の法律に基づき設立の認可又は指定を受けた法人
 - ・ 商工会議所 ・ 商工会 ・ 商工会連合会 ・ 中小企業団体中央会 ・ 商店街振興組合連合会
 - ・ 信用保証協会 ・ 中小企業支援法に基づく指定法人

◇ 利用料金の減額または免除を受けようとする利用者は、会議室の利用に係る申請、附帯設備の利用に係る申請の際に所定様式「利用料金減免申請書」による申請が必要です。

6. 利用料金の支払い(納入)

特別な場合を除き、施設の利用に係る料金は、利用の事前、事後に分けて納入していただきます。

施設利用料金(展示室・会議室)は、開場時間外の利用料金を除いて全て前納です。

前納料金については、施設の利用承認と同時に利用料金請求書を交付します。指定期日までに指定金融機関にお振込ください。

- 利用承認日において、既に支払期限を経過している場合は、当センター指定の日時までにお支払いください。
- 口座振込による金融機関が徴収する手数料は、利用者の負担とします。

前納料金（施設の利用前に納入する料金）

[展示室／展示室・会議室併用の場合]

- ・利用開始日の30日前までに「利用料金」の全額を納入してください。
- ・利用開始日の前日から起算して60日以上前のお申込みには、「利用予納金」の納付が必要です。納付期限は、利用承認を受けた日の翌日から15日以内です。
- ・利用承認を受けた日が、展示室利用開始日前1年以上の場合の利用予納金は、当該利用開始日の1年前の翌日から15日以内です。

■ 展示室の予納料金（展示室利用料金の一部、約20%相当額）（料金は消費税込です）

施設	予納金（1室1日あたり）	
	全室	半室
4～7階展示室	56,000円	28,000円
全館利用	224,000円	—

[会議室単独利用の場合]

- ・利用開始日の15日前までに利用料金の全額を納入してください。
- ・会議室の利用申込みは、利用開始日の前日まで受付けます。この場合の利用料金の納入は、利用開始日の前日までとします。

後納料金（施設の利用後に納入する料金）

- ・時間外利用料金、備品・附帯設備利用料金・光熱水費の実費及び廃棄物処理の事務委任料金については、利用に応じて利用終了後の請求となります。
- ・請求書発行日から15日以内に納入してください。

■ 前納料金と後納料金の納入期限

前納	利用予納金 （利用料金の約20%相当額）	利用承認を受けた日の翌日から15日以内に納入 ※利用承認を受けた日が展示室利用開始日前1年以上の場合は、 利用開始日の1年前の翌日から15日以内です。
	残金または一括	利用開始日の30日前までに納入
後納	・時間外利用料金 ・備品／附帯設備 利用料金 ・光熱水費 ・廃棄物処理の事務委任料金	利用終了後、請求書発行日から15日以内に納入

7. 利用料金の不還付

利用取消の場合、既納の利用料金（利用予納金を含む）は還付しないものとします。

利用変更の場合、既に利用承認された展示室、会議室の利用規模が、変更前に比べて縮小した場合は、その該当する部分の既納した利用料金については還付しないものとします。

8. 根拠規定

- 東京都立産業貿易センター条例（昭和58年3月22日 条例第16号）第8条・第9条・第10条
- 東京都立産業貿易センター条例施行規則（昭和58年5月30日 規則第80号）第5条から第11条
- 東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱（平成27年4月1日 26産労商支第1154号）
- 公益財団法人東京都中小企業振興公社
東京都立産業貿易センターの運営に関する要綱（平成18年4月1日 第78号）第6条・第7条・第8条